平成３０年（フ）第３号
熊本県天草市本渡町本戸馬場3640番地　マンション山将105号、前住所大分県臼杵市野津町大字亀甲2533の５番地
債務者　佐藤　弘幸
1　決定年月日時　平成30年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月16日午後１時10分
熊本地方裁判所天草支部

平成３０年（フ）第４号
熊本県天草市本渡町本戸馬場3640番地　マンション山将105号、前住所大分県臼杵市野津町大字亀甲2533の５番地
債務者　佐藤　芳子
1　決定年月日時　平成30年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月16日午後１時10分
熊本地方裁判所天草支部

平成３０年（フ）第１７号
栃木県日光市沢又220番地
債務者　正田　知子
1　決定年月日時　平成30年２月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第２２号
岡山市南区泉田３丁目６番23―２号　メゾンド昭裕303号
債務者　水谷　高之
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６４８号
東京都世田谷区奥沢５丁目24―17
債務者　東條　邦彦
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６７６号
東京都新宿区西新宿５丁目13―３―202
債務者　宋　　南道
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６８５号
神奈川県川崎市高津区坂戸１丁目11―10―101
債務者　長谷川　誠
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７１９号
東京都練馬区練馬３丁目10―８―107
債務者　田平　和巳
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７２０号
東京都板橋区若木３丁目30―１―102
債務者　青木　勝己
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７２１号
東京都板橋区若木３丁目30―１―102
債務者　青木　智江（旧姓浅井）
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２７２６号
神奈川県綾瀬市寺尾南３丁目19番18号　畠山アパート202
債務者　大山　達雄
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３２２号
大阪市生野区小路東１丁目20番18号
債務者　今本　彰子
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３４５号
大阪府八尾市高美町３丁目１番63―306号
債務者　栗原　平和
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３７８号
大阪府東大阪市善根寺町２丁目４番36号　ヌンク・ウエストⅡ　101
債務者　東田　直泰
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５号
沖縄県宜野湾市大山４丁目５番２号
債務者　伊佐　善喬
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第４８３号
岡山市東区城東台東２丁目５番７号
債務者　今脇　章夫
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部